

市長が提出した議案等

報告

平成20年度の歳出予算の経費を平成21年度に繰り越したので、地方自治法施行令の規定に基づき、市長から次のとおり報告がありました。

■平成20年度 一般会計 《繰越明許費》

繰越額

5億3,257万2,000円

- ・ 定額給付金給付事業
- ・ 障害者福祉作業所運営事業
- ・ 子育て応援特別手当支給事業

- ・ 農業振興センター整備事業
- ・ 林業振興事業
- ・ 商工振興事業
- ・ 行方市産業・観光振興事業
- ・ 道路維持補修事業
- ・ 道路改良舗装事業
- ・ 消防施設管理整備事業
- ・ 小学校施設整備事業

■平成20年度 流域関連公共 下水道事業特別会計

《繰越明許費》

繰越額 1,282万円

- ・ 流域下水道整備事業

今期定例会で可決した議案は次のとおりです。

条例

新たに制定した条例

■幹線型コミュニティバスの運行に関する条例

幹線型コミュニティバス（循環バス）麻生・北浦運行ルートの試行期間としての運行が平成21年6月30日で終わるため、7月1日から本運行するに当たって有償化するこ

とを定めました。運賃は、1人1乗車につき200円。小学生以下の方などに減額、又は免除があります。

一部を改正した条例

■デマンド型コミュニティバス運行に関する条例

幹線型コミュニティバス（循環バス）麻生・北浦運行ルートの試行期間の満了に伴い、経過措置の規定を削りました。

契約

■増設工事委託に関する基本協定の締結

- ・ 契約の目的
行方市特定環境保全公共下水道 玉造浄化センター増設工事委託
- ・ 契約の方法 随意契約
- ・ 契約金額 7億円
- ・ 契約の相手方
東京都新宿区四谷三丁目3番1号
- ・ 日本下水道事業団 代表者 理事長 澤井英一

工 期

議決日（平成21年6月12日）の翌日から平成24年3月31日まで

議員が提出した議案等

意見書

●北朝鮮の核実験に関する意見書（要約）

5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明等に反して、2回目の核実験を強行した北朝鮮の行動は、わが国を含む地域の平和と安全を脅かし、唯一の被爆国であるわが国と

しては、決して容認できるものではない。本市議会は、この暴挙に対し強く抗議するとともに、政府には、国際社会と強調し、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるため断固たる行動をとるよう強く求める。

（衆参両院議長、内閣総理・法務・外務・拉致問題担当各大臣、国家公安委員会委員長へ提出）

●肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書（要約）

国内最大の感染症として抜本的対策が求められているB型、C型肝炎は、危険性の高い深刻な病気であり、肝硬変、肝ガンに進展した患者は長期療養に苦しみ、経済的にも多くの困難に直面している。現行の国の対策は法律の裏付けがないため、都道府県によって施策に格差が生じている。よって、国に対し、次の施策を講じるよう、強く要望する。

①ウイルス肝炎対策を全国規模で等しく推進するため、肝炎対策のための基本法を早期に成立させること（衆参両院議長、内閣総理・厚生労働各大臣へ提出）



↑ 公共施設の利用や買い物などの交通手段として利用されています。

● 今期定例会で補正された平成 21 年度予算 ●

会計別	補正額	主な内容	総額
一 般	3,255 万 4,000 円増額	前年度繰越金 / 1,629 万 8,000 円 市民交流施設等美化推進事業委託料 / 303 万 6,000 円 農業振興活性化人材活用事業委託料 / 375 万円 食用鯉消費拡大推進事業補助金 / 65 万円 なめがた地域資源ブランド化人材活用事業委託料 / 187 万 5,000 円 消費者行政推進事業 / 480 万 2,000 円 ニューツーリズム宣伝誘致人材活用事業委託料 / 187 万 5,000 円 麻生地区統合中学校施設整備事業 / 1,639 万 1,000 円	142 億 4,255 万 4,000 円

徹底審査!! 委員会

建設委員会

玉造浄化センター増設工事

委託契約の根拠は?!

6月定例会において、常任委員会に付託された議案は、契約案1件。6月10日に建設委員会を開催し、審査の結果、可決すべきものと決定しました。

審議の内容を要約してお伝えします。



玉造浄化センター

■増設工事委託に関する基本協定の締結について

問 なぜ地元業者に発注できないのか。また、地元業者の育成についてどう考えるのか。

答 仕様書を作成する段階から法律に定められた一定の資格を有する者に行わせなければならぬと解し、法適用除外の団体である日本下水道事業団（以下「事業団」）に委託をした。事業団は、「地方共同法人」という公益性の団体である。また、事業団のほかに市に成り代わってできる団体がない。

これらのことと経済的に有利な点などを総合的に判断したためである。

また、地元業者の育成は、工種により努めている。

問 契約金額7億円の積算は。

答 積算は、事業団が行った実施設計業務の一般競争入札で落札した設計会社が行った。この金額は、設計会社、市、事業団の3者が現場を確認し、必要な工事を精査した結果である。また、この実施設計業務の入札を事業団が行ったのは、事業団が設計の資格を有しない地方公共団体に代わり事業を実施できることや、全国を手掛けたノウハウによって不要不急なものを精査し事業費を抑えることができることから、協定を結んだ経過がある。

問 事業団に委託すると、工事終了後、差金は生じないのか。

答 7億円は限度額である。工事等は一般競争入札で行われるため、入札差金で金額が下がることが予想される。7億円全部を支払うとは限らない。

問 議会としてのチェックはできないのか。

答 限度額の変更、予算や決算時にチェックをお願いする。